【収蔵品目録】

小野家文書について

丸山 大輝

世文書であることから、本稿では近世文書を中心に解説を行う。と料群と小野家についての概説を述べる。なお、同史料群の大半は近館での所蔵を経て、現在は本センターの所蔵となっている。以下、同館での所蔵を経て、現在は本センターの所蔵となっている。以下、同り料群で、中世から近代にかけた古文書および典籍類計一四〇点からなる。長崎県が平成一六年度に購入し、長崎県立対馬歴史民俗資料が、中世から近代にかけた古文書および典籍類計一四〇点から、本稿では近世文書を中心に解説を行う。

った宗調国や柳川智永からの「御判物」が伝来する(図版六)。馬では当初から伊奈村に居住したようで、小野家文書には伊奈郡主だり、大和国保家市を領地としたとされる。その後、周防国大内領、筑り、大和国保家市を領地としたとされる。その後、周防国大内領、筑い野家文書に伝来する由緒書によると、小野氏ははじめ保家を名乗

*゚。小野家文書に伝わる告身は近世初期のものであり、現存する告身これを授かった日本居住者は受職倭人として朝鮮との貿易を許されたある。告身とは朝鮮国王が官職を授ける際に発給した辞令書のことで、小野家文書で特筆されるのが、「朝鮮国告身」二点が伝来することで

二寸五分四厘五毛四*。」(安政五年・一八五八年)、最終的には「二尺 定され、 頭百姓)を指揮することで、村の運営や農業に大きく関与した。下知 になっても伊奈村に居住し続け、給人として代々同村の下知役を務 いたが**、近世後期よりその知行地は増加し、 る。これによると、小野家は代々「九寸九厘八」の知行地を下されて 志多留村や越高村など、周辺の村々の下知役を兼帯することもあった。 役は一〜三ヶ村に一人置かれるもので、小野家当主は伊奈村のほか れる。下知役は百姓または足軽から選出される村役人(肝煎・血判 た。下知役とは各村に置かれた役人のことで、これには給人が任命さ は寛永一四年(一六三七)頃からと考えられる*。 小野家は江戸時代 左衛門」にあたる** 記されていることから新十郎の子と考えられ、 を授かった「平信時」は父の死を理由に朝鮮の官職を襲職したことが ている。一方、天啓三年 の中では比較的新しいものである。このうち万暦二五年 寸七分三厘二毛七*。」(明治二年・一八六九年)となった。このよう 五九七年)正月付けの告身を授かった「信時老」は保家新十郎に比 小野家文書には、宗家の代替わりに発給された知行宛行状が残され 朝鮮出兵に際して小西行長の通訳の手助けをした人物とされ (図版五)。保家氏が小野を名乗るようになったの (元和九年・一六二三年) 一〇月付けの告身 知行地は最大で「三尺 小野家の系図では「六 (慶長二年・ 馬藩における給人と村との関わりを明らかにできると考えられる。 付帳、 に伴って、 な知行地の増加は開発と献金によるものである。対馬藩は財政の窮乏 小野家と知行地とのつながり、 白眉の史料ばかりが注目されがちであるが、これらの近世文書からは そのうち天保七年(一八三六)四月付のものを図版七に掲載した。 文書様式であり、家の名誉を示すものとして各家で大切に守られてき である*、。これは、対馬藩の給人家に伝来する史料群によくみられる を付与した。この時に郡奉行から献金先に発給されるものが「御書付 たものと考えられる。小野家文書にも「御書付」が一○点残っており、 人・足軽・百姓など)にはその見返りとして家格の上昇や身分的特権 宛てられた知行宛行状や「御書付」のほか、 このように、小野家の近世文書には歴代の宗家当主から小野家当主 郡奉行からの達類などが含まれている。 領内から広く献金を求めるようになり、 村役人としての小野家の役割など、 「朝鮮国告身」といった 知行地の明細を示す坪 献金した領民 (給 対

*2 「[覚]」(小野家文書七五―二)には、寛永一四年に宗義成の命で文館、一九六五年)。以下、告身については同論文による。*1 中村栄孝「受職倭人の告身」(同『日鮮関係史の研究 上』吉川弘

帆開新十郎」が

「尾野六左衛門」に改めたことが記されるが、

同

ため、 と改めたと推測される。 映しているとすれば、後者が寛永一四年一〇月以降に「六左衛門 の 子 判物〕」小野家文書一三)。ここでは宛所が「尾野新十郎」となって 十郎」だったことが分かる。 いることから、寛永一四年一〇月時点では「六左衛門」ではなく「新 史料は後世に小野家が自家の由緒を作成した際のものと考えられる 四年一〇月付の宗義成が発給した「〔御判物〕」に注目する(「〔御 「平信時」はいずれも その内容については慎重にならざるを得ない。そこで、 「新十郎」を名乗り、 つまり、 告身を受けた「信時老」とそ 「〔覚〕」が事実を反 寛永

、。「〔御判物〕」(小野家文書一三)。

員会編『長崎県史 藩政編』吉川弘文館、一九七三年)。 対・分・厘)を用いて表した(森山恒雄「対馬藩」長崎県史編集委知行高などを石高(石・斗・升・合・勺)ではなく、間高(間・尺・知行宛行状)」(小野家文書四九~五六)。対馬藩では村高や給人

*5「[知行宛行状]」(小野家文書六一)。

「〔知行宛行状〕」(小野家文書六三)。

*ე

集 第五巻 九州経済史研究』講談社、一九七八年)。** 宮本又次「対馬藩村落の身分構成と土地制度」(同『宮本又次著作

切紙		1通	1通 1紙
庚子2月25日	庚子2月25日 竪紙		竪紙
嘉永4年辛亥9月	嘉永4年辛亥9月 現状切紙		現状切紙
■■庚子2月25日	■■庚子2月25日 竪紙		竪紙
天保3壬辰年4月27日	天保3壬辰年4月27日 巻紙(現状切紙)		巻紙(現状切紙)
寛文6年霜月吉日ほか			巻紙
	巻紙(現状切紙)	巻紙(現状切紙) 1通	
	巻紙	巻紙 1通	
天保15甲辰年2月	天保15甲辰年2月 巻紙		巻紙
天保15甲辰年2月20(日	天保15甲辰年2月20(日) 継紙		総業 統
	横帳	横帳 1冊	
(巳9月吉日)	(巳9月吉日) 継紙		継紙
(11月17日)			竪帳
	竪帳	竪帳 1冊	
	切紙	切紙 1通	
	切紙		1通
(享保8年卯正月9日)	(享保8年卯正月9日) 切紙		切紙
	切紙	切紙 1通	
(享保8年卯正月日)	(享保8年卯正月日) 竪紙		竪紙
	継紙	継紙 1通	
	切紙	切紙 1通	
[]8月■■日	[]8月■■日 折紙		折紙
寛永14年10月28日			現状切紙
元[]7月[]]7月[]]7月[] 竪紙]7月[] 竪紙 1通
8月15日	8月15日 切紙		切紙
元亀3年4月11日		竪紙	竪紙 1通
天正7月吉日(ママ)	天正7月吉日(ママ) 切紙		切紙
[]7月吉日	[]7月吉日 切紙		切紙
元亀3年4月10日	元亀3年4月10日 折紙		折紙
永禄12(年)正月26日	永禄12(年)正月26日 切紙		切紙
天文19年5月3日	天文19年5月3日 切紙		切紙
(大)永8年霜月15日	(大)永8年霜月15日 切紙		切無
明治5癸酉年正月20日改	明治5癸酉年正月20日改 竪帳		竪帳
11月吉日	11月吉日 竪帳		竪帳
	現状切紙	現状切紙 1通	
年月日	年月日 形態		形態

71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	42	41	40	39	38	37	36	管理番号
																													2	_							枝番
	[達](勤役中精勤に付公木二疋を褒美として下す)	[御書付](献金に付奉役隠居次席に仰せ付ける)	[御書附](献金に付古開の三寸を知行に結ぶ)	[御書付](小野六郎治・新左衛門の履歴、このたび 馬廻昇進を仰せ付ける旨)	[御書付](献金に付所持の開所三寸七分八厘を知 行に結ぶ)	[御書付](上金に付奉役隠居次席に任命)	[覚](朝鮮出兵時、小野家武功届案か)	[知行宛行状]	[知行宛行状]	[知行宛行状]	[知行宛行状]	[知行宛行状]	[知行宛行状写]	[知行宛行状]	[知行宛行状]	[知行宛行状]	[知行宛行状]		[知行宛行状]	[知行宛行状]	[知行宛行状]	[知行宛行状]	借用証	借用証	用に付)	[委員委嘱状]		売渡証		委任状(普通恩給年頭金に対する昭和九年度四月 支給分の受け取りを小野勘十郎に委任する旨)		[書状](金五円出即に付御盃壱被成下)	借用証	借用証	日本帝国明治二十七八年従軍記章之証	[達] (御用に付出頭)	名称
(印)御郡奉行	(印)佐治勝左衛門・山川與左衛門・平山次郎左衛門	(印)御郡奉行	(印)立花市郎右衛門·小田馨之介·高崎翼·多田左柄	(印)中村郷左衛門·小田七左衛門·樋口又左衛門·佐治勝左衛門	(印)賀島蔀·立花市郎右衛門·河内杢右衛門·大浦教 之助·松本隆左衛門	(印)龍田右兵衛・小田馨之介・高崎翼・多田左柄		義達(花押)	義達(花押)	義和(花押)	義和(花押)	義章(花押)	義質(花押)	義質(花押)	義質(花押)	義功(花押)	義暢(花押)	義蕃(花押)	義如(花押)	方誠(花押)	義方(花押)	義真(花押)	阿部重保(爪印)	阿比留恵作(印)	小野勘十郎(印)•阿比留恵作(印)	対馬水産組合(印)	字志多留阿部熊之允(印)·阿部重安(爪印)	小宮六助(印)	阿比留惠作(印)	阿比留惠作(印)	小野勘十郎(印)・阿比留甚作(印)・中島静夫(印)	平間左七郎	小野熊之允(印)	阿部重安(印)	賞勲局総裁正三位勲一等子爵大給恒(印)·賞勲局書記官正五位勲四等横田香苗(印)·賞勲局書記官正七位藤井善言(印)	奉役	作成
	(伊奈郷伊南村給人小野六郎治)	小野熊之允殿	小野新十郎殿	小野新左衛門殿	小野十右衛門殿	小野新十郎殿		小野熊之允とのへ	小野熊之允とのへ	小野新十郎とのへ	小野新十郎とのへ	小野新十郎とのへ	小野十右衛門とのへ	小野十右衛門とのへ	小野新左衛門とのへ	小野六郎治とのへ	小野十右衛門とのへ	小野十右衛門とのへ	小野十右衛門とのへ	小野十右衛門とのへ	小野十右衛門とのへ	小野六郎左衛門とのへ	小野勘十郎殿	小野勘十郎殿		小野勘十郎	扇庄次郎殿	小野勘十郎様					小田利作殿	小田利作殿	陸軍歩兵一等卒小野勘十郎	佐々木九郎左衛門殿・古藤五郎殿・ 古藤熊之介殿・伊奈村小野熊之允殿	宛名
安政3年丙辰5月日	享和2年壬戌4月10日	慶応2年丙寅6月27日	天保7年丙申4月日	文化10年癸酉5月10日	文政11年戊子11月22日	天保10年己亥4月日		明治2己巳年正月3日	文久3癸亥年9月15日	安政5戊午年2月23日	天保14癸卯年2月15日	天保10己亥年7月23日	文政11戊子年11月21日	文政11戊子年11月21日	文化14丁丑年7月18日	安永7戊戌年7月9日	宝暦12壬午年9月11日	宝暦2壬申年11月15日	享保18癸丑年9月15日	享保4己亥年5月朔日	元禄15壬午年11月9日	貞享5戊辰年正月元日	明治42年旧6月14日	昭和6年旧5月27日	昭和6年旧5月27日	(明治)39年6月13日	明治44年6月26日	大正15年4月29日			大正13年3月3日	明治■4年6月	明治29年旧10月25日	明治45年6月日	明治28年11月18日	6月21日	年月日
継紙	継紙	竪紙	竪紙	継紙	継紙	竪紙	掛鉄	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	竪紙	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	竪紙	竪紙	竪紙	切紙	竪紙	竪紙	切紙	均 無	野紙	現状切紙	竪紙	竪紙	専用紙	切紙	形態
1通	1通	1通	1遍	1遍	1通	1通	蘦	1遍	1遍	1遍	1遍	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1遍	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	事	1遍	1遍	1遍	画	通	員数
2紙	2紙	1紙	1箫	4紙	2紙	1紙	10紙	1紙	1紙	1紙	1第	1紙	1紙	1紙	1紙	1紙	1紙	1紙	1紙	1紙	1紙	1紙	1紙	1紙	1紙	1紙	1紙	1紙	1紙	1無	2T	1第	1箫	1箫	1	1	数 丁数·紙数
27.0×45.6	27.3×64.0	27.0×37.5	27.7×39.0	27.0 × 111.2	27.1 × 47.3	27.3 × 38.0	32.2×455.8	49.0×63.0	52.0×64.2	52.3×64.2	53.0×65.2	52.3×66.5	27.8×38.8	50.7×65.5	54.0×66.2	53.3×66.3	53.5×66.6	48.5×64.0	52.7×66.0	52.5×65.0	47.8×65.3	47.3×65.0	24.1×31.7	24.5×33.3	24.4×32.2	19.1×26.0	24.1×31.5	24.2×33.1	32.6×23.9	32.7 × 24.0	24.1×17.0	19.2×46.5	24.2×31.2	24.2×31.5	36.1 × 44.9	14.9 × 51.0	数法量
(包紙)「御書付」。		(包紙)「御書付 小野熊之允」。	(包紙)「御書附 小野新十郎」。	(包紙)「御書付 伊奈村給人小野新左衛門」。	(包紙)「御書付 小野十右衛門引。	(包紙)「御書付 小野新十郎 江」。	十 曹。		(端裏・貼紙)「小野熊之允」。																					管理番号42-1~2まで一括。		前後欠。				(端裏)「大急御用 佐々木九郎 左衛門殿·古藤五郎殿·古藤熊 之允殿跡·小野熊之允殿 奉 役」。	備考

																																			管理番号
105	104	103	102	101	100	99	98	97	96	95	94	93	92	91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	74	73	72	号 枝番
絵本太閤記 巻之八	絵本太閤記 六篇巻之四	[達](伊奈郷伊奈村知行に付取次ぎ)	[覚](丸橋忠弥召捕之事ほか)	[党](年貢等上納届)	小野家往事	天童山慶林禅寺上梁	陶山先生歌集	御書附写	新今川童子訓書	下知役中差図方書付	豐崎·佐護·伊奈三郷鉄砲六組分帳	油井根本記	御用銀上納通帳	上使二付御銀被成下割付名前帳	御願書之控	鱼当物身 市 市	[御坪付写]	御用銀二付被仰出写	坪付	坪付		[願](士官取立てに付裁判のこと)	[覚] (朝鮮陣関係か)	[覚](小野家由緒案か)	[覚](朝鮮出兵時、小野家武功届案か)	[達写](御馬廻格昇進を仰せ付け)	[達写](新十郎父子不埒に付)	[覚](寛永十四年より帆開新十郎より尾野六左衛 門へ改被成下)	[御書付](献金願出に付、今程は二代奉役隠居席であるのを永々奉役隠居席に仰せ付け、忰代より四代目は上席に仰せ付ける)		2 年恐口上覚(勤務困難に付忰の八之助を足軽職に / 就かせたい旨)		[達](当節の町星打にて衆人よりも成績が良かった ことにより褒美を仰せ付ける)	[御書付](献金に付奉役隠居席に仰せ付ける)	各种
		(印)御郡奉行					小野氏	財部金十郎·阿比留四郎左衛門	小野		伊奈郷	財部氏		肝煎仙左衛門·頭百姓■■	小野新左衛門	小野氏	(御印)御郡奉行	(印)御郡奉行	(印)御郡奉行	(印)御郡奉行	(印)民政権大属	小野六郎次				中村郷在衛門・小田七左衛門・樋口又左衛門・佐治勝左衛門	(年客中)		(印)郡政奉事	(印)御郡奉行	伊奈村足軽兵右衛門(印)	小野六郎次	(印)御郡奉行	(印)御郡奉行	作成
		小野新十郎殿						小野十右衛門殿						小野六郎次様	小宮繁之丞殿		小野新十郎殿	小野新左衛門殿	小野新十郎殿	小野新十郎殿	小野熊之允殿	小宮繁之丞殿				小野新左衛門殿	(御郡奉行所)		小野新十郎殿	(伊奈郷伊奈村給人小野新十郎)	小野六郎次様	小宫繁之丞殿	小野縫之輔殿	小野新十郎殿	死名
		6月6日						3月日			弘化4丁未年5月日御渡	嘉永2年丙3月4日	安永3甲午年12月日	寬政元己丙年7月日	文化8年未八11月日	寛政12庚申年閏4月中旬写 之	嘉永4年辛亥10月日	文化9年壬申4月29日	嘉永4年辛亥10月日	2月日	明治4年辛未9月日	閏正月4日				文化10年癸酉■月10日	(正月29日)		明治2年己巳12月29日	安政3年丙辰正月晦日	辰11月	申/2月	天保13年壬寅2月12日	嘉永3年12月17日	年月日
袋綴装冊子(四ツ目)	装綴装冊子(四ツ目)	竪帳	ซ 帳	 	竪帳	竪帳	竪帳	整帳	竪帳	整帳	閥粛	竪帳	竪帳	竪帳	竪帳	閥	竪帳	ซ 帳	ซ	ซ	竪帳	継紙	継紙	継紙	継紙	糸 뿦 糸氏	現状切紙	切紙	継紙	現状切紙	竪紙	切紙	竪紙	竪紙	お愿
1	1	1	1	∌	1	1	1	1	事	1	1	1 事	1#	事	1#	事	1	∄	∄	∄	1#	1通	1通	1通	1通	1遍	1通	1遍	1通	1通	_ 	1通	1遍	1通	員数
28T	29T	T8	25T	28T	18T	5T	49T	18丁	13T	25T	45 T	30T	7T	8T	10T	5 T	3T	7T	4T	4T	5T	3紙	4紙	2紙	3紙	2	1紙	1紙	2紙	1紙	1	1紙	1紙	1無	丁数·紙数
22.7 × 16.1	22.5 × 18.5	21.0 × 15.0	24.5×17.0	24.4×17.0	27.9×20.2	27.8×20.0	28.3×20.2	25.2×19.4	24.8 × 16.8	25.0×19.9	25.4 × 17.2	25.4×18.3	27.8×20.0	25.3×16.5	25.5 × 17.1	25.5×17.6	24.7 × 16.1	25.5×17.7	26.3×19.8	26.6×19.6	27.2×19.6	24.2×99.6	24.4×108.5	25.0×65.0	24.2×117.7	27.1 × 70.5	24.5×32.2	24.4×12.0	26.1 × 65.5	27.9×38.8	24.6 × 33.0	26.1×56.0	31.7 × 43.2	27.1×39.0	法量
題箋なし。(朱文方印)「梅野氏所蔵」。	題箋欠損。(內扉)「絵本太閤記 小埜熊之丞」。(朱文方印)「梅 野氏所蔵」。				挟込文書4通あり。				(表紙)「書損書」。	後欠。		(表紙)「財部熊之介写之」。	(表紙)「申年・戌年二至ル」。	(表紙)「伊奈村」。						(表紙)「小野新十郎」。		前欠。					前後欠。	前欠。	(包紙)「御書付 小野新十郎」。			74-1~2まで包紙一括。(包紙) 「御書付 小野新十郎」。	(包紙)「小野縫之輔殿 御郡奉行」。	(包紙)「御書付 御郡奉行」。	備考

136	135	134	133	132	131	130	129	128	127	126	125	124	123	122	121	120	119	118	117	116	115	114	113	112	111	110	109	108	107	106	管理番号
]]]]		/m²	IVI]	.20+]	2001 C	4	4.	NY.	Ariti	Arth	Aziti	Sia	zuji	2-13-	Ищь	Ищь	7:	Vmh	-}↓-	*	*	枝番
[平信時修義副尉虎賁衛副司猛告身]	[信時老果毅校尉龍驤衛司直告身]	下附籠	[木箱]	[軸箱か]	[軸箱か]	[断簡]	[漢詩]	[御書付か]	覚(銭勘定)	図書借入方二関スル件	[通知](借用史料返却に付)	株式会社対馬銀行株券	[奏任状](朝鮮総督府技師に奉任)	[委嘱状] (明治神宮奉賛会長崎県渋対馬委員を嘱託)	推薦状	[褒賞状](立憲民政党長崎県地方評議会の嘱託尽力に付)	会員証	褒賞授与之証(大麦五等賞)	褒賞授与之証(大麦一等賞)	褒賞授与之証(稲五等賞)	宗氏家譜	詩経	惣字大学	集義和書 五	集義和書 十三	辺鄙手習車	集義和書 十五	记》	絵本太閤記 六篇卷之十	絵本太閤記 巻之七	名称
(印)	(印)						襄(印)(印)		草夫友■(印)	対馬島庁(印)	朝鮮総督府朝鮮史編修会(印)	株式会社対馬銀行取締役頭取倉成綱作(印)	(印)內閣総理大臣正三位勲一等吉田茂宣	(印)明治神宮奉賛会会長正二位勲一等公爵徳川家達	立憲民政党長崎県支部(印)支部長則元由庸(印)		帝国軍人後援会総裁大勲位功二級載仁親王(印)·帝 国軍人後援会長正三位勲二等伯爵松平頼壽(印)	長崎県対馬島司従五位勲五等原田謙吾(印)	長崎県対馬島司従五位勲五等原田謙吾(印)	長崎県対馬島司正六位勲五等原田謙吾(印)	筆書小野高光										作成
平信時	信時老								小野熊之允様	小野勘十郎殿	長崎県対馬島仁田村伊奈小野勘十 郎殿	株主小野勘十郎殿	朝鮮総督府忠清北道技手小野高光	小野勘十郎氏	小野勘十郎殿	小野勘十郎殿	小野勘十郎氏	長崎県上県郡伊奈村小野熊之允	長崎県上県郡伊奈村小野勘十郎	長崎県上県郡伊奈村小野勘十郎											宛名
天啓3年10月日	萬暦25年正月日								午正月4日	大正14年9月16日	昭和2年6月10日	大正9年7月1日	昭和21年5月30日	大正5年1月28日	昭和2年7月	昭和2年7月25日	昭和13年9月18日	明治39年8月8日	明治39年8月8日	明治38年5月7日	明治45年5月写之										年月日
掛縦	掛 装	被せ蓋式箱	被せ蓋式箱	二方桟蓋式箱	二方桟蓋式箱	断簡	竪紙	現状切紙	切箫	野紙	野紙	専用紙	専用紙	専用紙	専用紙	専用紙	専用紙	専用紙	専用紙	専用紙	竪帳	装綴装冊子(四ツ目)	袋綴装冊子	装綴装冊子(四ツ目)	装綴装冊子(四ツ目)	装綴装冊子(四ツ目)	袋綴装冊子(四ツ目)	接綴装冊子		接綴装冊子(四ツ目)	形態
1通	1通	1海	1点	1点	1点	掛1	1通	1通	1通	更	1通	1通	更1	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1#	# 1	₩1	# 1	1#1	# 1	₩1	₩1	#1	1#	員数
1兼	1	I	Ι	I	Ι	5点	1紙	1無	1紙	1紙	2紙	1第	1紙	1	1第	1紙	1紙	1無	1第	1紙	42T	87T	50T	13T	33T	134丁	44T	85T	29丁	28T	丁数·紙数
103.1 × 74.7	89.4×74.7	縱66.8×横 43.0×高13.8	縦39.4×横 27.0×高15.0	縦6.5×横 37.8×高6.0	縦8.6×横 33.3×高5.4		28.2 × 34.6	26.2×24.9	23.8 × 11.2	25.5 × 17.7	27.7×19.8	20.3×26.5	20.8×29.5	26.0 × 32.3	19.8×27.3	19.8 × 27.0	25.6 × 33.8	39.5×51.4	39.5×51.4	39.5×51.4	28.1×21.2	28.6×19.5	9.61×5.92	27.0×21.7	26.9×18.8	25.0×16.7	$8.81 \times 27.3 \times 18.8$	27.5×19.5	0.81 × 5.25	24.1 × 18.9	法量
天啓3年=元和9年(1623)。「平信時」は不明。保家新十郎息と考えられる。(朱印)「兵曹之宝」。	萬暦25年=慶長2年(1597)。 「信時老」は保家新十郎に比定 される。(朱印)「兵曹之宝」。	杉製。蓋裏に「天保拾壱庚子/ 三月十六日出来 下附籠 小野 新十郎書・大工文助」とあり。	数 。	 微變。	放 變。	文書断簡か。	落款3顆あり。まくりか。			学第一一四五号。長崎県対馬 島庁罫紙。	朝鮮総督府朝鮮史編修会罫 紙。											(表紙)「小野氏」。		「小ノ」「恒信(花押)」。		「所有 小野勘十郎」。	(内扉)「小野」。	表紙欠損。	題箋なし。(朱文方印)「梅野氏 所蔵」。(朱書)「梅野氏所蔵」。 中に題箋2点を挟む。	題箋なし。(朱書)「梅野氏所蔵」。	備考